

法務省民商第2738号
平成19年12月18日

法務局民事行政部長 殿

(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（通知）

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙 1

1 法登記 1 第 8 6 5 号

平成 19 年 12 月 12 日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（照会）

標記について、一つの分割会社が複数の承継会社との間でそれぞれ締結した吸収分割契約に基づく各吸収分割手続を同時期に平行して行うことは可能であると解されるところ、上記各吸収分割はそれぞれ別個のものであることから、この場合における分割会社の変更登記については、各吸収分割会社ごとに、各承継会社がする吸収分割による変更の登記と同時にそれぞれ申請しなければならず（商業登記法第 87 条第 2 項）、かつ、分割会社の本店所在地と承継会社の本店所在地とが異なる登記所の管轄区域内にあるときは、承継会社の管轄登記所を経由して（商業登記法第 87 条第 1 項）それぞれ申請することを要するものと解されますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、分割会社が吸収分割と同時に資本金の額を減少した場合にする変更の登記については、いずれかの吸収分割による変更の登記と併せて申請すれば、登録免許税は別途課されないものと解されますが、これについても併せて照会します。

別紙 2

法務省民商第 2737 号

平成 19 年 12 月 18 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

一つの分割会社が複数の承継会社との間で吸収分割をする場合の登記の取扱いについて（回答）

本月 12 日付け 1 法登記 1 第 865 号をもって照会のあった標記の件については、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。